35	中山辰夫	役名なし	500	500
36	高木鉄也	役名なし	500	500
37	冨田康裕	役名なし	500	500
38	浜野守孝	役名なし	500	500
39	青木健	役名なし	500	500
40	リッキー・ロドリゲス	ペドロ	1,000	1,000
41	鶴丸八郎	猿の五郎	1,000	1,000
計			45,000	45,000

○文化庁告示第百二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年十月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「石川県下商工便覧」　川崎源太郎　一六、二〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都港区六本木一丁目一番地一号　テレビ朝日映像株式会社（代表取締役社長　岡井哲太郎）

三　利用方法　著作権者不明の著作物（川崎源太郎「石川県下商工便覧」）について、放送番組内で放送する。

○文化庁告示第百三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年十月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「Ｈｉｓｔｏｒｙ　ｏｆ　Ｃｈｉｌｄｒｅｎ，ｓ　Ｃｏｓｔｕｍｅ」　Ｅｌｉｚａｂｅｔｈ　Ｅｗｉｎｇ　左記三①の利用につき三六二、八八〇円、左記三②の利用につき一八、一四四円

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区神田神保町一番地一七号　株式会社東京堂出版（代表取締役社長　大橋宗平）

三　利用方法

①　書籍として翻訳及び二、〇〇〇部複製し、二、八〇〇円（本体価格）で公衆に譲渡する。

②　①に加えて、必要に応じて一〇〇部を単位として追加複製し、二、八〇〇円（本体価格）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第百四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年十月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「マイナス・ゼロ」　広瀬正　左記三①の利用につき一、六六四円、左記三②の利用につき一〇〇ダウンロードを単位として一、六六四円、左記三③の利用につき一六六、三二〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区一ツ橋二丁目五番地一〇号　株式会社集英社（代表取締役社長　堀内丸恵）

三　利用方法

①　電子書籍として複製し、本体価格六〇〇円（税抜き）でダウンロード形式の公衆送信を行う。ダウンロード数は一〇〇を限度とする。

②　①に加えて、必要に応じて一〇〇ダウンロードを単位としてダウンロード数の上限を変更する。

③　書籍として二、〇〇〇部複製し、本体価格七七〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第百五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年十月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都港区東新橋一丁目八番地二号カレッタ汐留　公益財団法人吉田秀雄記念事業財団（代表理事　森隆一）

三　利用方法

①　ウェブサイトにおいて複製し、一〇年間公衆送信する。

②　①に加え、必要に応じて一〇年を単位として公衆送信期間を延長する。

四　補償金の総額　①　二〇円　②　二〇円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：複製及び公衆送信

No.	題号	著作者名	使用年数	1年あたりの使用料単価（税込・単位：円）	補償金の額（税込・単位：円）
1	不明（株式会社新栄電機産業テレビCM）	不明	10	1	10
2	不明（株式会社アイデアルテレビCM）	不明	10	1	10
計					20

○文化庁告示第百六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年十月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「あたまかたひざポン」　不明　一一、九八八円

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目一一番地八号　株式会社学研教育みらい（代表取締役社長　宮原雄一）

三　利用方法　書籍において三〇、〇〇〇部複製し、一、〇〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平